

## V (2) 合併の手続き

### 1 NPO法人の合併

NPO法人は、他のNPO法人と合併するときには、総会の議決を経て、所轄庁の認証を受ける必要があります。(法33)

### 2 合併手続きの流れ

#### (1) 社員総会の議決

議決は、社員総数の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りではありません。

#### (2) 所轄庁の認証

認証を受けようとするときは、議決した社員総会の議事録の謄本(コピー)を添付した合併認証申請書を所轄庁に提出しなければなりません。

合併によりNPO法人を設立する場合においては、定款の作成その他の設立に関する事務は、それぞれのNPO法人において選任した者が共同して行わなければなりません。

合併により事務所を他県にも設置する等により所轄庁が変更となる場合は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁への申請となります。申請書等も変更後の所轄庁の様式となります。

	提出書類等	様式	縦覧	部数	参照P
1	合併認証申請書	第14号		1	129
2	合併の議決をした社員総会の議事録の謄本(コピー)	任意		1	110
3	定款	〃	○	2	—
4	役員名簿	〃	○	2	42
5	就任承諾及び誓約書の謄本(コピー)	〃		1	43
6	役員の住所又は居所を証する書面※	官公署		1	—
7	社員のうち10人以上の者の名簿	任意		1	44
8	確認書	〃		1	45
9	合併趣旨書	〃	○	2	—
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	〃	○	2	48
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	〃	○	2	49~ 56

※住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合は、住民票は省略可能

- (3) NPO法人は、合併の認証があったときは、その認証の通知のあった2週間以内に貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、すべての事務所に備え置かなければなりません。
- (4) NPO法人は、合併の認証があったときは、その認証の通知のあった2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内（2ヶ月以上とする。）に述べることを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。
- (5) 合併によって設立したNPO法人は、合併によって消滅したNPO法人の一切の権利義務を継承します。また、その効力は、主たる事務所の所在地において登記することによって生じます。
- (6) NPO法人は、上記（5）の登記をしたときは、遅滞なく、合併登記完了届出書を所轄庁に提出しなければなりません。あわせて、閲覧用書類として、登記事項証明書の写し、合併の時の財産目録も提出します。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照P
1	合併登記完了届出書	第15号		1	130
2	登記事項証明書（原本）	官公署		1	—
3	登記事項証明書の写し	〃	○	1	—
4	合併の時の財産目録	任意	○	1	60

様式第9号(第9条関係)

提出日もしくは郵送日

年 月 日

岡 山 市 長 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

### 解散認定申請書

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第31条第1項第3号に掲げる事由により次のおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

### 記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

### 備 考

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

## 記載例 解散届出書

様式第 10 号(第 10 条関係)

年 月 日

岡 山 市 長 様

特定非営利活動法人 ○○○○

清算人

住所又は居所

氏名 △ △ △

電話番号 (×××) ××××

該当事由の番号に○  
または不要な番号を削除

解散届出書

第 1 号  
特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 31 条 1 項 第 2 号 に掲げる事由により  
第 4 号  
第 6 号

次のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第 4 項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

残余財産が 0 でも記載する。

備 考

解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

清算中に清算人が新たに就任した場合に提出。  
解散総会で選任された清算人は提出不要。

岡 山 市 長                    様

清算人個人の住所  
(又は居所)を記載

(特定非営利活動法人の名称)

清算人  
住所又は居所  
氏名  
電話番号

#### 清算人就職届出書

次のとおり(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 31 条の 8 の規定により、届け出ます。

#### 記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

#### 備 考

当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

岡 山 市 長 様

清算人個人の住所  
(又は居所)を記載

(特定非営利活動法人の名称)

主たる事務所の所在地

清算人

住所又は居所

氏名

電話番号

### 残余財産譲渡認証申請書

次のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 32 条第 2 項の認証を受けたいので、申請します。

#### 記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

#### 備 考

2 には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

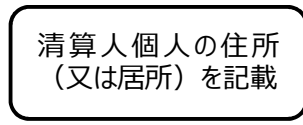
記載例 清算終了届出書  
様式第13号(第12条関係)

年 月 日

岡 山 市 長 様

特定非営利活動法人 ○○○○  
清算人  
住所又は居所  
氏名 △ △ △  
電話番号 (×××) ××××

清算人個人の住所  
(又は居所) を記載



清算終了届出書

特定非営利活動法人○○○○の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第32条の3の規定により、届け出ます。

備 考

清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

岡 山 市 長 様

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称)

代表者氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称)

代表者氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

### 合併認証申請書

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

### 記

- 1 (合併後存続する) 特定非営利活動法人の名称  
(合併によって設立する)
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

### 備 考

- 1 3 及び 4 には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 2 申請書には次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
  - (2) 定款(2 部)
  - (3) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(2 部)
  - (4) 各役員が特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
  - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面(岡山市特定非営利活動促進法施行条例(平成 24 年市条例第 2 号)第 2 条第 5 項の規定の適用を受ける場合を除く。)
  - (6) 社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
  - (7) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面
  - (8) 合併趣旨書(2 部)
  - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(2 部)
  - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(2 部)



年 月 日

岡 山 市 長 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

主たる事務所の所在地

電話番号

### 合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 39 条第 2 項において準用する同法第 13 条第 2 項及び第 14 条の規定により、登記事項証明書 1 部を添えて届け出ます。

### 備 考

この届出書の提出に併せて、次の書類を提出すること。

- 1 登記事項証明書の写し
- 2 合併の時の財産目録